

自然災害発生時における業務継続計画

放課後等デイサービス 虹のみらい

令和6年2月26日 作成

令和6年4月1日 更新

法人名	(株) サーバント	種別	放課後等デイサービス
代表者	千住 敏晃	管理者	松田 ゆり菜
所在地	本巣郡北方町平成 3-51 2階	電話番号	058-372-6211

※本ひな形における各項目は、別途お示しする「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」3-2-1～3-2-4に対応しています。6は通所サービス、7は訪問サービス、8は居宅介護支援サービス固有事項となっており、各施設・事業所のサービス類型、特徴等に応じ、適宜変更して活用いただくことを想定しています。

目次

1. 総論	1
(1) 基本方針.....	1
(2) 推進体制.....	1
(3) リスクの把握.....	2
① ハザードマップなどの確認.....	2
② 被災想定.....	4
(4) 優先業務の選定.....	5
① 優先する事業.....	5
② 優先する業務.....	5
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し.....	5
① 研修・訓練の実施.....	5
② BCPの検証・見直し.....	5
2. 平常時の対応	6
(1) 建物・設備の安全対策.....	6
① 人が常駐する場所の耐震措置.....	6
② 設備の耐震措置.....	6
③ 水害対策.....	6
(2) 電気が止まった場合の対策.....	7
(3) ガスが止まった場合の対策.....	7
(4) 水道が止まった場合の対策.....	7
① 飲料水.....	7
② 生活用水.....	8
(5) 通信が麻痺した場合の対策.....	8
(6) システムが停止した場合の対策.....	8
(7) 衛生面（トイレ等）の対策.....	9
① トイレ対策.....	9
② 汚物対策.....	9
(8) 必要品の備蓄.....	9
(9) 資金手当て.....	10
3. 緊急時の対応	10
(1) BCP発動基準.....	10
(2) 行動基準.....	11
(3) 対応体制.....	11
(4) 対応拠点.....	12
(5) 安否確認.....	12
① 利用者の安否確認.....	12

② 職員の安否確認.....	12
(6) 職員の参集基準.....	12
(7) 施設内外での避難場所・避難方法.....	13
(8) 重要業務の継続.....	14
(9) 職員の管理.....	14
① 休憩・宿泊場所.....	14
② 勤務シフト.....	14
(10) 復旧対応.....	15
① 破損個所の確認.....	15
② 業者連絡先一覧の整備.....	15
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）.....	15
4. 他施設との連携.....	16
(1) 連携体制の構築.....	16
① 連携先との協議.....	16
② 地域のネットワーク等の構築・参画.....	16
(2) 連携対応.....	17
① 事前準備.....	17
② 入所者・利用者情報の整理.....	17
③ 共同訓練.....	17
5. 地域との連携.....	17
(1) 被災時の職員の派遣.....	17
(2) 福祉避難所の運営.....	18
① 福祉避難所の指定.....	18
② 福祉避難所開設の事前準備.....	18
6. 通所サービス固有事項.....	19

1. 総論

(1) 基本方針

災害に対する基本方針

本計画は、大地震等の自然災害や感染症のまん延などをはじめとした突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものである。

- ① 利用者及び職員の生命を守り、継続的・安定的なサービスを提供する。
- ② 地域の災害拠点となる。

(2) 推進体制

主な役割	部署・役職	氏名	補足
総括責任者 BCPの策定・見直し	災害対策委員長 管理者	松田 ゆり菜	
職員への研修・訓練 の計画	研修・訓練責任者 児童発達管理責任者	松田 ゆり菜	
児童支援担当	保育士	伊藤 弥生	
児童支援担当	児童指導員	長尾 明久	
児童支援担当	児童指導員	磯貝 真弓	
設備・車両担当	保育士	森脇 美和	

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

北方町 洪水ハザードマップ

洪水ハザードマップについて

2019年4月

洪水ハザードマップとは
洪水ハザードマップは、大雨で河川が氾濫し、堤防の決壊等により河川が氾濫した場合の浸水予想結果に基づいて、浸水する範囲とその程度ならびに避難所等を示したものです。
災害から自分の命を守るためには、自分の住居地域の災害のリスクを知り、もしも災害が発生した場合に自分がどのような行動をとるべきかを考えておくことが大切です。普段からこの洪水ハザードマップを活用いただき、もしも災害に備えましょう。

洪水ハザードマップの改訂
平成27年5月に水防法が一部改正され、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合の浸水想定区域図が国や県から公表されたことに伴い、洪水ハザードマップを改訂しました。今回の改訂のポイントは以下のとおりです。

- ① 想定する浸水情報を、国土交通省が平成28年度、岐阜県が平成30年度に公表した浸水想定区域図を基とし、想定し得る最大規模の降雨(1,000年に一度の発生確率による降雨)が発生した場合の想定としました。
- ② 想定する降雨規模の拡大に伴い、想定の対象とする河川を刷新し、長良川・揖斐川・萩原川・伊豆川・赤貫川・天王川としました。
- ③ 各河川の浸水想定区域図を重ね合わせた図(本図)のほか、対象河川ごとの浸水想定区域図(裏面)を掲載しました。
- ④ 浸水が想定される範囲と浸水深を示す「浸水想定区域図」に加え、冠水到達後、浸水深が0.5mになってから0.5mを下回るまでの期間を示す「浸水継続時間図」(本図)を新たに掲載しました。

浸水想定区域図

浸水想定区域図について

この浸水想定区域図は、長良川・揖斐川・萩原川・伊豆川・赤貫川・天王川が、想定し得る最大規模の降雨(1,000年に一度の発生確率による降雨)で冠水し、堤防の決壊等により氾濫した場合に、この地域がどの程度まで浸水する可能性があるのか、また、その場合の避難所はどこかを示したものです。

【注意事項】

- 本町内で浸水する可能性のある範囲が一目でわかるように、長良川・揖斐川・萩原川・伊豆川・赤貫川・天王川の浸水想定区域図を重ね合わせた図にしています。重なった部分については、浸水深の浅い方を優先して表示しています。
- 想定される浸水、内水による浸水は想定していません。また、この浸水想定区域図に指定されていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される浸水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 本町内区域(隣接市)については、参考として浸水深を示していますが、隣接市側の洪水ハザードマップとは異なる場合があります。

指定避難所一覧表

番号	施設名称	階層	電話番号	番号	施設名称	階層	電話番号
1	働く婦人の家	2	323-2500	1	みゆみ子ども館	1	322-2350
2	勤労青少年ホーム	2	324-2167	3	北方小学校	3	324-4121
3	コミュニティセンター	2	-	4	北方西小学校	3	323-2600
4	福祉センター	2	324-6550	5	北方南小学校	3	320-0088
5	町立北保育園	2	324-0254	6	北方中学校	3	324-3175
6	町立東保育園	2	323-0577	7	総合体育館	2	323-3500
7	町立中保育園	2	324-8313	8	町立動物園	2	324-5721
8	町立南保育園	2	324-0611	9	北方西小学校	3	320-2200
9	きた子ども館	2	323-0254	10	岐阜県立高等学校	4	324-1145

※原則として、避難所を専ら避難所として利用します。※避難所利用の意向は、浸水時の避難所の状態を確認してください。
 ※1階以上が利用可能な避難所 / ※2階以上が利用可能な避難所
 ※すべてが利用可能な避難所 / ※浸水時に利用できない避難所

要配慮者関連施設

施設名称	電話番号	施設名称	電話番号
リハビリセンター北方	323-3123	デイサービスそばの花	324-8438
大門が丘地区アビリティ	324-0912	デイサービスセンター南岡	323-6294
デイサービスみなのお家北方	330-5283	いきいき支援センターまどか	330-1515
ファミリーケア北方	324-0324	障がい福祉サービス事業所 北の森	323-3244
ファミリーケア北方 かわむらみ	324-3466	アーンダングア北方	322-4165
ファミリーコート北方	324-3833	レジデンスたけし野	320-5283
美家北方	524-3007	やすらぎの家 藤	201-7200
きたが丘リハビリセンター	216-7222		

災害用伝言ダイヤル

伝言の録音方法

171 にダイヤル
録音の場合 1

録音の再生方法
録音再生ボタンを押す

伝言の再生方法

171 にダイヤル
再生の場合 2

再生の録音方法
録音再生ボタンを押す

災害用伝言板 (web 171): <https://www.web171.jp/web171app/hogohdect/d/>
 インターネットを利用して被災地の災害情報を行う伝言板です。
 ※検索機能あり、大規模災害発生時に伝言板の容量が不足します。詳しくはホームページなどで確認してください。必要時、伝言板の容量は2000件までとなります。

浸水深の目安

ご自宅の浸水の深さを確認しましょう

凡例

浸水深 (平均値)	浸水深 (最大値)
3.0m以上	3.0m以上 5.0m未満
1.5m以上 3.0m未満	1.5m以上 3.0m未満
0.5m以上 1.5m未満	0.5m以上 1.5m未満
0.5m未満	0.5m未満

記号
 避難所 避難所(指定避難所)
 避難所(指定避難所) 指定避難所(1階)
 指定避難所 指定避難所
 浸水の継続時間 浸水の方向

② 被災想定

【自治体公表の被災想定】

避難場所・避難所の確認

避難所、避難場所、避難経路を確認するに際して、以下のとおり各自治体のホームページ等で確認してください。避難所については、避難所として指定された場所です。

避難所名	住所	避難所種別	備考
中央公民館	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	公民館	避難所として指定された場所です。
中央図書館	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	図書館	避難所として指定された場所です。
中央体育館	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	体育館	避難所として指定された場所です。
中央公園	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	公園	避難所として指定された場所です。
中央小学校	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	小学校	避難所として指定された場所です。
中央中学校	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	中学校	避難所として指定された場所です。
中央高等学校	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	高等学校	避難所として指定された場所です。
中央大学	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	大学	避難所として指定された場所です。
中央病院	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	病院	避難所として指定された場所です。
中央福祉センター	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	福祉センター	避難所として指定された場所です。
中央老人ホーム	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	老人ホーム	避難所として指定された場所です。
中央児童センター	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	児童センター	避難所として指定された場所です。
中央青少年センター	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	青少年センター	避難所として指定された場所です。
中央市民センター	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	市民センター	避難所として指定された場所です。
中央市民会館	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	市民会館	避難所として指定された場所です。
中央市民ホール	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	市民ホール	避難所として指定された場所です。
中央市民プラザ	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	市民プラザ	避難所として指定された場所です。
中央市民センター	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	市民センター	避難所として指定された場所です。
中央市民会館	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	市民会館	避難所として指定された場所です。
中央市民ホール	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	市民ホール	避難所として指定された場所です。
中央市民プラザ	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	市民プラザ	避難所として指定された場所です。
中央市民センター	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	市民センター	避難所として指定された場所です。
中央市民会館	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	市民会館	避難所として指定された場所です。
中央市民ホール	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	市民ホール	避難所として指定された場所です。
中央市民プラザ	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	市民プラザ	避難所として指定された場所です。

地域危険度マップ

この地域危険度マップは、国土地院研究所の「地域危険度マップ制作システム」に基づき、過去の災害履歴、地質、地形、人口密度、建物密度、道路密度、河川密度、鉄道密度、公園密度、学校密度、病院密度、福祉施設密度、行政施設密度、商業施設密度、文化施設密度、スポーツ施設密度、その他施設密度、その他危険度因子を総合的に評価し、危険度を5段階で示しています。危険度が高い地域は、地震発生時の被害が大きいと想定されます。危険度が高い地域は、避難所や避難経路を確認し、避難準備を怠らないでください。

液状化危険度マップ

この液状化危険度マップは、国土院研究所の「液状化危険度マップ制作システム」に基づき、過去の災害履歴、地質、地形、人口密度、建物密度、道路密度、河川密度、鉄道密度、公園密度、学校密度、病院密度、福祉施設密度、行政施設密度、商業施設密度、文化施設密度、スポーツ施設密度、その他施設密度、その他危険度因子を総合的に評価し、危険度を5段階で示しています。危険度が高い地域は、地震発生時の液状化被害が大きいと想定されます。危険度が高い地域は、避難所や避難経路を確認し、避難準備を怠らないでください。

避難所・避難経路の確認

避難所、避難場所、避難経路を確認するに際して、以下のとおり各自治体のホームページ等で確認してください。避難所については、避難所として指定された場所です。

災害発生時の対応

地震発生時の対応を確認するに際して、以下のとおり各自治体のホームページ等で確認してください。地震発生時の対応については、避難所や避難経路を確認し、避難準備を怠らないでください。

防災グッズの準備

防災グッズの準備を確認するに際して、以下のとおり各自治体のホームページ等で確認してください。防災グッズの準備については、避難所や避難経路を確認し、避難準備を怠らないでください。

避難所への避難

避難所への避難を確認するに際して、以下のとおり各自治体のホームページ等で確認してください。避難所への避難については、避難所や避難経路を確認し、避難準備を怠らないでください。

避難所での生活

避難所での生活を確認するに際して、以下のとおり各自治体のホームページ等で確認してください。避難所での生活については、避難所や避難経路を確認し、避難準備を怠らないでください。

避難所からの帰宅

避難所からの帰宅を確認するに際して、以下のとおり各自治体のホームページ等で確認してください。避難所からの帰宅については、避難所や避難経路を確認し、避難準備を怠らないでください。

避難所からの避難

避難所からの避難を確認するに際して、以下のとおり各自治体のホームページ等で確認してください。避難所からの避難については、避難所や避難経路を確認し、避難準備を怠らないでください。

優先業務の選定

① 優先する事業

<p><優先する事業></p> <p>(1) 放課後等デイサービス</p> <p><当座停止する事業></p> <p>なし</p>

② 優先する業務

上記優先する事業のうち、優先する業務

優先業務	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
利用者・職員被災安否確認	1 人	1 人	1 人	0 人
	人	人	人	人
	人	人	人	人
	人	人	人	人
	人	人	人	人

(4) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

訓練実施の方針、頻度、概要等

<p>下記3に掲げる「緊急時の対応」に沿って、訓練を実施する。</p> <p>年2回実施が求められている消火訓練及び避難訓練に合わせて、年1回は研修を実施し、年1回は訓練を実施する。</p>

② BCPの検証・見直し

<p>業務継続計画（BCP）は、年1回実施する研修及び年1回実施する訓練の実施後に、災害対策委員会（施設長会）で協議し、見直しを行う。</p> <p>見直した業務継続計画（BCP）は、代表取締役社長の決済を経て、職員に周知する。</p>
--

災害対策委員会は、職員から業務継続計画（BCP）について改善すべき事項について意見を聞くこととし、その内容を災害対策委員会の議論に反映する。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
建物（柱）	柱の補強/X型補強材の設置	旧耐震基準設計のもの
建物（壁）	柱の補強/X型補強材の設置	旧耐震基準設計のもの

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
キャビネット	ボルトなどによる固定	
本棚	ボルトなどによる固定	
窓ガラス	飛散防止フィルムなど	
消火器など	消火器等の設備点検	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ 水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	毎月1日に設備担当による点検を実施。	
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか	毎月1日に設備担当による点検を実施。	
暴風による危険性の確認	毎月1日に設備担当による点検を実施。	
外壁の留め金具に錆や緩みはないか	毎月1日に設備担当による点検を実施。	
屋根材や留め金具にひびや錆はないか	毎月1日に設備担当による点検を実施。	

周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうな物はないか	毎月 1 日に設備担当による点検を実施。	

(2) 電気が止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
情報機器：パソコン、テレビ、インターネットなど	自家発電機（本社より）
冷蔵庫・夏場は暑さ対策として保冷剤等を用意	自家発電機（本社より）
照明器具、冷暖房器具	電力会社の復旧を待つ

(3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
調理機器	カセットコンロ
給湯設備	

(4) 水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活水の確保を記載する。

① 飲料水

職員と利用者数×2ℓ×3日分の飲料水（1人6ℓ）を確保しておき、保存期間に留意する。

* 本社の備蓄を搬入する。

② 生活用水

職員と利用者数×2ℓ×3日分の生活用水（1人6ℓ）を確保しておき、保存期間に留意する。

* 貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→ 携帯電話／携帯メール／PHS／PCメール／SNS等

固定電話 1台

会社の携帯電話 1台

職員全員の携帯 各1台（全員メール、LINE可）

(6) システムが停止した場合の対策

電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合の対策を記載する（手書きによる事務処理方法など）。

浸水リスクが想定される場合はサーバーの設置場所を検討する。

データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策を記載する。

1. 電力供給停止などによりサーバ等がダウンした場合の対策

① ノートパソコンのバッテリー稼働とし、パソコン内のハードディスクにデータを保存する。

② バッテリーが切れたら手書きによる。

2. データ類の喪失に備えて、毎日、最新データにバックアップを行う。

3. いざという時は重要書類を持ち出す。

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

【利用者】

1. 簡易トイレ及び消臭固形剤を備蓄しておく。
2. 電気・水道が止まった場合
 - (1) 速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するよう案内をする。
 - (2) 排泄物や使用済みのオムツなど保管する場所を決める。
 - (3) 汚物には、消臭固化剤を使用する（燃えるごみとして処理が可能）

【職員】

1. 利用者用とは別に、職員用の簡易トイレ（仮設トイレ）、生理用品を備蓄しておく。
2. 電気・水道が止まった場合は、速やかに簡易トイレ（仮設トイレ）を所定の箇所に設置する。
3. その他利用者に準ずる。

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法を記載する。

排泄物などは、ビニール袋などに入れて消臭固形剤を使用して密閉し、利用者の出入りの無い空間へ、衛生面に留意して隔離、保管しておく。
消臭固形剤を使用した汚物は、燃えるごみとして処理が可能である。

(8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。定期的
にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、
定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

本社で保管管理する。

【医薬品・衛生用品・日用品】

本社で保管管理する。

【備品】

本社で保管管理する。

(9) 資金手当て

災害に備えた資金手当て（火災保険など）を記載する。

緊急時に備えた手元資金等（現金）を記載する。

本社で対応する。手元資金は北方総務で対応する。

* 地震保険の保険契約については地域によって制限がある

緊急時の対応

(1) BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けてBCPを発動する基準を記載する。

【地震による発動基準】

北方町周辺において、震度6強以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、施設長が必要と判断した場合、社長の指示によりBCPを発動し、対策本部を設置する。

【水害による発動基準】

・大雨警報（土砂災害）、洪水警戒が発表されたとき。

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
松田 ゆり菜	森脇 美和	伊藤 弥生

(2) 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

発生時の行動指針は、下記の通りとする。

- ① 自身及び利用者の安全確保（入所系サービスの場合は、利用者の生命維持）
- ② 二次災害への対策（火災や建物の倒壊など）
- ③ 地域との連携、関係機関との連携
- ④ 情報発信

（次頁参照）

(3) 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

株式会社サーバント対応体制
<災害対策本部>

1. 本部長	千住 敏晃	2. 副本部長	蔵澄 綾介
3. 指揮統括	川瀬 香代子		
4. 情報収集班	キッズランド虹	5. 救護応援班	虹の森
6. 物資供給調整班	キッズランド虹	7. 総務班	川村 裕子

総括 千住 敏晃

任務

- ① 災害地、施設周辺の被害状況の収集、記録、報告、発表
- ② 災害対策上重要事項の決定、指示、命令、報告
- ③ 利用者の人員並びに保安措置状況の把握
- ④ 被災状況情報の収集と確認、救出・救助の応援指示
- ⑤ 他施設、関係機関との情報交換、支援要請及び施設内の人員並びに保安措置状況の把握

※ 各班の責任者については、各施設管理者が行う。

※ 職務代行 連絡が取れない、あるいは出張中である等の理由で責任者が業務を行えない場合、自動的に職務を代行者に継承する。責任者が、勤務地に参集できない状況にあっても、連絡が取れ、指示を仰ぐことが可能な場合は職務の代行は行わない。

※ 業務継続計画に係る責任者及び副責任者、さらに両者が不在、もしくは出勤不能となった場合の代位者を定めておく。代位については上記数字の順位とする。

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
本社	キッズランド虹	虹のみらい

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

震災発生時は、電話（連絡がつかない近距離利用者は訪問）で利用者の安否確認を行う。

【医療機関への搬送方法】

119番通報による。

② 職員の安否確認

【施設内】

・ 職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて点呼を行い、施設長に報告する。

【自宅等】

- ・ 自宅等で被災した場合（自地域で震度5強以上）は、①電話、②携帯メール、③災害用伝言ダイヤルで、施設に自身の安否情報を報告する。
- ・ 報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

(6) 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

1. 震度強以上の揺れが発生した場合は、職員から事業所に連絡をとり、30分以上連絡が取れない場合は、安全を確保しながら参集する。
2. 自ら又は家族が被災した場合や、交通機関、道路などの事情で参集が難しい場合は、参集はしなくてよい。

参集の目安人員は下記のとおりとし、管理者または代行者が依頼する。

- 1日目 20%
- 4日目 70%
- 8日目 80%

施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	2階 学習室	1階 相談室
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・避難場所を大声で周知しながら、集合する。 ・天井からの落下物に留意する。 ・避難時は極力、靴をはく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・避難場所を大声で周知しながら、集合する。 ・天井からの落下物に留意する。 ・避難時は極力、靴をはく。

【施設外】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	駐車場	北方西小学校
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時は、靴をはく。 ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・車や落下物に注意する。 ・避難にあたっては、事業所内に残された方がいないか、大声で確認しながら避難する。 ・車いすの方は、極力複数で補佐する。 ・応急手当セットを持ち出す（救護班） 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時は、靴をはく。 ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・車や落下物に注意する。 ・避難にあたっては、事業所内に残された方がいないか、大声で確認しながら非難する。 ・車いすの方は、極力複数で補佐する。 ・応急手当セットを持ち出す（救護班） ・車両での避難は、足の弱い方を優先する。

(7) 重要業務の継続

各事業所の出勤目安人員に合わせて、本社と調整しながら営業できる事業所を増やし、業務を継続していく。

職員の出勤目安

1日目 20%

4日目 70%

8日目 80%

(8) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
1階 事務室	1階 事務室

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

【災害時の勤務シフト原則】

人員配置基準の人員を確保した段階で事業所を開設する。

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

＜建物・設備の被害点検シート＞

対象		状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	ガス	利用可能／利用不可	
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	

② 業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

業者名	連絡先	業務内容
岡崎 拓様	090-8678-7795	大家
高功 高石様	080-4247-2170	室内工事、修繕

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めて記載する。

情報発信にあたっては、代表取締役社長を含む複数の管理者による合議を踏まえて行う。
発表にあたっては、利用者及び職員のプライバシーにも配慮する。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

(株) サーバント内の本社を中心とした各事業所間で連携協議している。

■連携事業所

- | | |
|------------|-------------------|
| ・ 本社 | ・ 虹の森 |
| ・ 虹の橋 | ・ 虹色ハウス |
| ・ 虹色キラリ | ・ 明誠義塾高等学院 |
| ・ 虹色スケッチ | ・ 令和さくら高等学院 |
| ・ 虹のSKY | ・ 可茂自悠学舎 |
| ・ サーバントホース | ・ さくらサーバントカレッジ |
| ・ 虹色MAX | ・ SAKURA 可児自立センター |
| ・ 虹色DAYS | ・ GH セブンカラー |
| ・ 虹色YELL | ・ さくらサーバント b-team |
| ・ 虹の丘 | ・ 虹色SKY虹色パーク |
| ・ 虹の郷 | ・ トライアングル |
| ・ 虹色ポケット | |
| ・ キッズランド虹 | |
| ・ 虹のみらい | |

② 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
放課後等デイサービス キッズランド虹	080-3832-4576	相互支援
放課後等デイサービス 虹の森	080-3832-4954	相互支援

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
さとうファミリークリニック	058-323-2511	協力医療機関

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
北方町 福祉子ども課	058-323-1119	行政支援
岐阜地域福祉事務所	058-272-8015	行政支援

(2) 連携対応

① 事前準備

- 被災時の連絡先、連絡方法
- 備蓄の拡充
- 職員派遣の方法
- 入所者・利用者受入方法、受入スペースの確保
- 相互交流 など

②入所者・利用者情報の整理

作成済み利用者個人ファイルを利用する。

③共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

(株) サーバント内、各事業所と情報共有する。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

災害対策委員会で、今後検討する。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

災害対策委員会で、今後検討する。

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

災害対策委員会で、今後検討する。

6. 通所サービス固有事項

【平時からの対応】

- サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。
- 居宅介護支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等をあらかじめ整理しておく。
- 平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫する。

【災害が予想される場合の対応】

- 台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、居宅介護支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。
- その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

【災害発生時の対応】

- サービス提供を長期間休止する場合は、居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問サービス等への変更を検討する。
- 利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎車の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。帰宅にあたって、可能であれば利用者家族の協力も得る。関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等に対応する。